

介護職員等処遇改善加算の情報公表について

医療法人社団三善会では、運営する介護事業所において、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」）を算定しています。処遇改善加算を算定する事業所には、処遇改善加算に基づく取り組みについて、外部から見える形で公表することが、要件として定められています。（見える化要件）以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り、公表いたします。

記

1. 処遇改善加算の取得状況

事業所名	サービス名	取得加算
山津通所リハビリセンター	（介護予防）通所リハビリテーション	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
山津通所リハビリセンター短時間型	（介護予防）通所リハビリテーション	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
山津ヘルパーステーション	指定訪問介護	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
山津ヘルパーステーション	第1号訪問事業	介護職員等処遇改善加算Ⅱ

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

以上